

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な働き方が注目されている中、農山村エリアにおけるテレワークやワーケーションが対応可能な環境を整備する施設を支援することで、都市部等から山口市へ企業や個人等の関係人口、二地域居住者を積極的に呼び込むことを目的として行う、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農山村エリア 仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東の各地域をいう。
- (2) テレワーク施設 時間や場所を有効に活用して柔軟な働き方ができる、通信環境の整ったコワーキングスペースを有する施設をいう。
- (3) ワーケーション施設 余暇を楽しみつつ仕事を行うことができる、通信環境の整った滞在型宿泊施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、農山村エリアにおいて、テレワーク施設又はワーケーション施設を整備し、事業を継続して行う見込みのある事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等である者
- (3) 市税等について滞納がある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象事業は、前条に定める補助対象者が農山村エリアにおいてテレワーク施設又はワーケーション施設を整備する事業とする。

2 前項に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的とする事業
- (2) 反社会的勢力に寄与する事業
- (3) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- (4) 国、地方公共団体（山口市含む。）及びそれらの外郭団体から他の補助金の交付を受けた事業
- (5) 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業と同一施設における事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象

事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は予算の範囲以内とし、1件につき50万円を上限とする。

2 補助率は、補助対象経費の3分の2とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する前に山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)に必要により条件を付し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 交付の決定は、同一補助対象者に対して1年度につき1事業に限るものとする。

(補助対象事業の実施期間)

第9条 補助対象事業の実施期間は、前条の規定による交付決定を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

(補助対象事業の変更)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に変更を生じない場合においても、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき

(2) 交付決定金額に対しての増額又は10分の2を超える減額をしようとするとき

(3) 補助事業を遅延及び中止しようとするとき

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の変更を決定し、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)に必要により条件を付し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した時は、補助事業完了の日から起算して、30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月15日のいずれか早い日までに、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、関係書類を補助金の交付決定のあった年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、山口市農山村テレワーク・ワーケ

ーション環境整備事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、その旨を補助事業者
に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、山口市農山村テレワーク・ワー
ケーション環境整備事業補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に補助金を請求
するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとし
る。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の
決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) その他この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても
適用があるものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消
しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を
定めて、その返還を命ずることができる。

（財産処分制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、その額が
1台につき50万円以上の機械及び器具を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換
し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)
で定める耐用年数を経過した場合

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

費 目	内 容
施設整備費	内外装改修工事、空調・電気設備に係る改修工事、ワーキングスペースにおける備品の購入(机、椅子、パーテーション等)
通信環境整備費	Wi-Fi・LAN通信設備に係る機器の購入、設置工事

※消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めないものとする。

年 月 日

（宛先）山口市長

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 _____

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付申請書

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称：

2 補助対象事業費 金 _____ 円

3 補助金交付申請額 金 _____ 円

4 添付書類

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

(3) 滞納の無いことの証明書

別紙1

事業計画書

1 事業者名	
2 従業員数	
3 主たる業種	
4 事業内容 (詳しく記入してください。)	
5 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6 事業の効果	
7 その他(参考となる事項)	
8 連絡先	担当部署 担当者役職 担当者名 電話 メールアドレス

別紙2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	摘要(積算明細等)
自己資金		
借入金		
補助金		
その他(内容：)		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	事業に要する経費 (税 込)	補 助 対 象 経 費 (税 抜)	摘要(積算明細等)
小計			
補助対象外経費			
合 計			

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

〈宛 名〉

山口市長

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金については、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

（宛先）山口市長

申請者 所在地 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (※)
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号 _____

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付指令 第 号で交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたので、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 既交付決定額 金 _____ 円
- 3 変更後の補助対象事業費 金 _____ 円
- 4 変更後の補助金交付申請額 金 _____ 円
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 変更事業計画書（別紙3）
 - (2) 変更収支予算書（別紙4）

別紙3

変更事業計画書

1 事業者名	
2 事業の変更内容 (詳しく記入してください。)	
3 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 事業の効果	
5 その他(参考となる事項)	
6 連絡先	担当部署 担当者役職 担当者名 電話 メールアドレス

別紙4

変更収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額(変更前)	金額(変更後)	摘要(積算明細等)
自己資金			
借入金			
補助金			
その他(内容：)			
合計			

2 支出の部

(単位：円)

項目	補助対象経費(税抜) (変更前)	補助対象経費(税抜) (変更後)	摘要 (積算明細等)
合計			

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

〈宛 名〉

山口市長

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金の変更については、下記のとおり決定しましたので、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

変更前交付決定額 金 _____ 円

変更後交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

（宛先）山口市長

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号 _____

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金に係る事業の実績について、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 施設の名称：

2 事業に要した経費等

(1) 事業に要した経費の総額 金 _____ 円

(2) うち補助対象事業費 金 _____ 円

(3) 補助金交付決定額 金 _____ 円

3 添付書類

(1) 事業報告書（別紙5）

(2) 収支決算書（別紙6）

(3) 支出金額が確認できる書類（領収書の写し等）

別紙5

事業報告書

1 事業名	
2 実施期間	
3 実施場所	
4 利用人数	
5 事業実施内容 (詳しく記入してください。)	
6 事業効果と今後の方針	
7 その他(参考となる事項)	

8 添付資料

- ・施設の状況がわかる写真

別紙6

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	金額	摘要(積算明細等)
自己資金		
借入金		
補助金		
その他(内容：)		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

項 目	事業に要する経費 (税 込)	補助対象経費 (税 抜)	摘要(積算明細等)
小計			
補助対象外経費			
合 計			

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

〈宛 名〉

山口市長

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金については、下記のとおり額を確定したので、山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

（宛先）山口市長

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付請求書

山口市農山村テレワーク・ワーケーション環境整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記金額の交付を請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
店舗名	
預金種目	普通 当座
口座番号	
口座名義	ふりがな.....